

地方創生対策特別委員会(事前)

令和3年6月17日(木)

[委員会の概要]

増富委員長

ただいまから、地方創生対策特別委員会を開会いたします。(10時42分)

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る、付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(説明資料)

【報告事項】

○徳島県過疎地域持続的発展方針(案)について(資料1, 資料2)

○地域観光事業支援「とくしま応援事業」について(資料3)

○「とくしまマラソン2021」について(資料4)

○徳島県立木のおもちゃ美術館の指定管理候補者の選定結果について(資料5)

板東政策監補兼政策創造部長

6月定例会に提出を予定しております、地方創生対策関係の案件につきまして、御説明申し上げます。私からは、歳入歳出予算の総括表及び政策創造部関係について御説明を申し上げ、引き続きまして、各所管部から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております地方創生対策特別委員会説明資料の1ページをお開きください。令和3年度一般会計補正予算案についてでございます。

まず、一般会計の補正総額は、総括表一番下の合計欄、左から3列目に記載のとおり、27億8,820万円を計上しております。補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、260億7,109万1,000円となっております。補正額の財源につきましては、財源内訳欄の括弧内に記載のとおりでございます。続きまして、政策創造部関係につきまして、御説明申し上げます。総括表の一番上の政策創造部の欄でございます。政策創造部の補正額は、左から3列目に記載のとおり、3,300万円の増額をお願いしており、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、19億1,197万1,000円となっております。

次に、政策創造部の各課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。3ページをお開きください。デジタルとくしま推進課でございます。一番上の一般管理費の摘要欄①行政情報化推進費のア、マイナンバーカード活用!地域活動応援事業でございますが、総務省が実施する自治体マイナポイントモデル事業に参画し、県の施策実施に応じた効果的なポイントの付与や、多様なキャッシュレス決済サービスとの連携により、県民の利便性向上を図り、マイナンバーカードの利活用を促進するため、システム改修に要する経費と

して、3,300万円を計上いたしております。補正後のデジタルとくしま推進課の予算総額としましては、4,290万円となっております。

続きまして、その他の議案等につきまして、御説明申し上げます。14ページを御覧ください。令和2年度繰越明許費繰越計算書でございます。先の2月定例会で御承認いただきました繰越明許費につきましては、左から4列目、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、2億5,850万円に確定したものでございます。今後とも事業の早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際、1点、御報告申し上げます。徳島県過疎地域持続的発展方針(案)についてでございます。お手元に資料1、資料2の2種類の資料をお配りしておりますが、資料1により説明させていただきます。令和3年4月1日、10年間の時限立法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、同法第7条に基づき、本県過疎地域の持続的発展を図るため、その基本的な事項を定める徳島県過疎地域持続的発展方針を策定するものであり、本方針は、今後策定されます、県計画及び市町村計画の指針となるものであります。方針の期間は、法の期間のうち、令和3年度から令和7年度までの前期5年間で予定しております。方針策定のポイントとしては、SDGsの理念を踏まえるとともに、三つの国難への対応、DX、GXを二つの推進エンジンといたしまして、五つの重点事項を定めることといたしました。具体的には、新次元の分散型国土の形成、地域交通体制の整備・構築、地域医療提供体制の確保、デジタル社会の推進、グリーン社会の推進を位置付けており、本方針案には、これらの重点事項に対応する取組を積極的に盛り込んでおります。今後のスケジュールといたしましては、県議会での御論議やパブリックコメント、総務省との協議を経て、8月末頃の策定を予定しています。

提出予定案件及び報告事項の説明は、以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

梅田商工労働観光部長

商工労働観光部から今定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元の説明資料に基づき、御説明いたします。1ページをお開きください。商工労働観光部の令和3年度一般会計につきましては、補正額欄の2段目に記載のとおり、27億2,000万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、52億5,298万1,000円となっております。

4ページをお開きください。課別主要事項説明でございます。観光政策課につきまして、お手元の資料3と併せて、御説明させていただきます。観光費の摘要欄①のア、みんなで！とくしま応援割実施事業につきましては、とくしまアラートがステージ1に移行したことを受け、観光庁の地域観光事業支援を活用し、6月12日から7月31日までの期間を県民限定で、一人1日5,000円上限の宿泊・旅行助成と一人1日2,000円上限の周遊クーポンの提供を実施する新たな助成制度として、みんなで！とくしま応援割を創設したところでございます。この度の補正予算案におきましては、実施期間を12月31日まで延長する経費として、20億円の増額をお願いしております。また、イの宿泊事業者による感染防止対策等支援事業につきましては、旅行者が安心して旅行を楽しめる環境を整備するため、とくしまコロナお知らせシステムを登録するガイドライン実践店ステッカー掲示の県内宿泊施設に

対し、令和2年5月14日から令和4年1月31日までを対象期間として、感染症対策に資する物品の購入経費のほか、ワーケーションに対応した施設改修など前向き投資に要する経費について支援を行うこととし、7億2,000万円の増額をお願いしております。

15ページをお開きください。令和2年度繰越明許費繰越計算書でございます。昨年度の定例会、また15か月予算として、1月の臨時会におきまして、御承認いただきました繰越明許費につきましては、左から4列目、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、7億7,223万5,000円に確定したことを御報告させていただきます。これらの事業につきましては、適正な実施と速やかな事業の完了に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。商工労働観光部におきまして、今定例会に提出を予定しております案件につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、この際、1点御報告させていただきます。「とくしまマラソン2021」についてでございます。お手元の資料4の1ページを御覧ください。新型コロナウイルス感染症対策を取り巻く状況の変化から、本年3月28日に開催を予定しておりました実走マラソンは中止し、オンラインマラソンのみの開催とさせていただいたところであります。

1の「とくしまマラソン2021オンライン」開催結果につきましては、去る3月15日から3月28日まで、2週間にわたって開催し、県内外はもとより、海外ランナーを含め、3,133人のエントリーを頂き、2,896人が出走され、2,608人が完走されました。

2の「2020大会エントリー者」への対応でございますが、さきに御報告させていただいております優先エントリー権の提供に加え、先般、書面開催されました、とくしまマラソン実行委員会において、エントリーされた皆様に徳島県特産品をお送りすることが決定されました。

2ページを御覧ください。収支決算につきましては、とくしまマラソンの会計期間は8月1日から翌年7月31日までとなっているため、現在、2021大会の決算は確定していませんが、収入は表最下段に記載のとおり、実走中止に伴い、負担金が不要となったことなどにより、約1億5,300万円減の約9,400万円、また、支出は実走当日の大会運営に要する経費等が不要となったことなどにより、表最下段に記載のとおり、約1億6,900万円減の約7,800万円となり、その結果、約1,600万円の繰越しの発生を見込んでおり、次回大会の収入に繰入れされる見込みとなっております。なお、次回2022大会の開催につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、今、国を挙げて取り組んでおりますワクチンの接種状況や全国的なマラソン大会の開催状況、さらには、大会をお支えいただいているボランティアや関係者の皆様の御意見などをお聞きしながら実行委員会で御検討いただくことといたします。

来る9月の定例会では、2021大会の決算を報告させていただくとともに、実行委員会での協議を踏まえた次期大会の開催方法及び必要な予算につきまして、お諮りしたいと考えております。説明及び報告については以上でございます。よろしくお願いいたします。

森口農林水産部長

それでは、農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。お手元の説明資料の1ページをお開きください。一般会計歳入歳出予算総括表でございますが、補正額の欄の3段目に記載のとおり、3,520万円の増額をお願いするもので、補正後の予

算総額は、17億5,262万7,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

続きまして、7ページをお開きください。当部の課別主要事項について、御説明いたします。スマート林業課でございます。1段目の計画調査費、摘要欄①のア、新規事業「徳島木のおもちゃ美術館」管理運営事業におきまして、本年秋のオープンに向け整備を進めている徳島県立木のおもちゃ美術館について、指定管理制度により管理運営を行うための経費として、3,520万円の増額をお願いしております。

続きまして、9ページをお開きください。債務負担行為でございます。この後御説明させていただきます、徳島県立木のおもちゃ美術館の指定管理者の指定に当たりまして、管理運営協定締結に必要となる債務負担行為について、令和4年度から令和7年度までの4年間、2億7,577万円を限度額として、設定をお願いするものでございます。

10ページをお開きください。その他の議案等について、御説明いたします。(1) 条例案、ア、徳島県中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例でございます。新過疎法の施行に伴い、本条例中、旧過疎法の過疎地域等を引用している箇所の整備を行うものでございます。

続きまして、12ページをお開きください。(3) 指定管理者の指定についてでございます。徳島県立木のおもちゃ美術館につきまして、この度、農林水産部指定管理候補者選定委員会の審査結果を踏まえ、株式会社あわわを指定管理候補者に選定いたしましたので、地方自治法の規定に基づき、議会にお諮りするものでございます。なお、選定結果等につきましては、別に提出いたしております資料5を御参照いただければと考えております。

続きまして、16ページをお開きください。(5) 令和2年度繰越明許費繰越計算書でございます。令和3年2月までの定例会におきまして、翌年度繰越予定額を御承認いただきましたが、この度、御承認いただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。5課の翌年度繰越額の合計額につきましては、左から4列目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、4億4,826万5,500円となっております。繰り越された事業につきましては、引き続き、早期の事業完了に向け、取り組んでまいりますので、御理解賜りますよう、お願い申し上げます。提出予定案件の説明は以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

木下県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。委員会説明資料の11ページをお開きください。変更請負契約でございます。一般国道439号道路改築工事落合2号トンネルに係る変更請負契約でございますが、工事内容の変更に伴う契約金額の増額変更をお願いするものでございます。

13ページを御覧ください。令和2年度継続費繰越計算書でございます。落合2号トンネル新設事業ほか2件につきましては、継続費により事業を進めておりますが、表の最下段、左から5列目の令和2年度継続費予算現額の計欄、27億8,000万円に対し、更に右へ3列目の翌年度逓次繰越額欄に記載の13億2,000万円が逓次繰越となったものでございます。

17ページをお開きください。令和2年度繰越明許費繰越計算書でございます。令和3年2月定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、その後も年

度内の工事進捗に努め、それぞれお認めいただいた額の範囲内で、繰越額が確定いたしました。このページから18ページにかけては、一般会計における各課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。

18ページを御覧ください。表の最下段、左から3列目の翌年度繰越額欄に記載のとおり、高規格道路課ほか、5課の合計額につきましては、211億183万9,115円となっております。

19ページを御覧ください。特別会計の繰越明許費でございます。まず、公用地公共用地取得事業特別会計における繰越額は、表の中ほどの翌年度繰越額欄に記載のとおり、2億3,212万9,047円となっております。また、港湾等整備事業特別会計では、2,700万円の繰越額となっております。

次に、20ページを御覧ください。令和2年度事故繰越し繰越計算書でございます。一般会計におきまして、道路整備課の翌年度繰越額の合計は、表の最下段、中ほどに記載しておりますとおり、6億4,832万8,000円となっております。繰越しにつきましては、速やかな執行に努めてまいりたいと思います。以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

増富委員長

これより質疑に入りたいと思いますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、どうか御協力よろしくお願いいたしたいと思います。

また、質疑時間につきましては、委員一人当たり1日につき答弁も含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わってなお時間がある場合、又は重要案件については委員長の判断で弾力的な運用を行うことという申合せがなされておりますので、議事進行につき御配慮のほどよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

山西委員

私からは、1点、お尋ねをいたします。先ほど梅田部長から御報告がございました、地域観光事業支援、みんなで！とくしま応援割についてお尋ねしたいと思います。昨年6月に開始をいたしましたとくしま応援割でございますが、12月、そして本年の3月と継続して実施をしてきたところでありますが、改めて制度の概要等、それからこれまでの予算総額についても確認をしておきたいと思います。

利穂観光政策課長

先ほど、山西委員から、昨年6月から開始しましたとくしま応援割の概要についての御質問を頂いております。

とくしま応援割につきましては、宿泊助成上限5,000円人泊、実施期間としましては、令和2年の6月8日から8月31日、実績額としましては、1億9,495万円。また、冬のとくしま応援割につきましては、宿泊助成を上限5,000円、土産物屋、観光施設、県内ツアーなどで利用できる徳島で得するケンの提供を上限5,000円、実施期間としましては、令

和2年12月1日から令和3年2月28日まで、実績額といたしましては、1億6,167万円となっております。

また、もっと！とくしま応援割につきましては、宿泊助成としまして上限5,000円、飲食店、土産物屋、県内ツアーなどで利用できますとくしま周遊クーポン券の5,000円の提供、実施期間といたしましては、令和3年3月1日から5月31日まで、国の基準のステージ3により、4月25日から停止しておりますので、3月1日から4月24日ということになります。

実績額といたしましては、2億1,482万円であり、こちらのほうは5月31日現在でございます。また、みんなで！とくしま応援割につきましては、宿泊・日帰り旅行商品としまして、旅行商品代金の2分の1、又は上限の5,000円のいずれかの低いほう、また、とくしま周遊クーポンにつきましては、上限2,000円としまして提供させていただいているところでございます。実施期間としましては、令和3年6月12日から7月31日となっております。

山西委員

これまで投入した予算総額を教えてくださいませんか。

利穂観光政策課長

ただいま、山西委員から、とくしま応援割の実施に係ります予算総額についての御質問がございました。とくしま応援割の利用実績につきましては、当初のとくしま応援割につきましては、件数としまして、4万2,558人泊、また、冬のとくしま応援割につきましては3万3,730人泊、もっと！とくしま応援割につきましては、5月31日現在でございますが4万5,714人泊、合計12万人泊を超える実績がございました。予算額につきましては。

増富委員長

小休します。(11時04分)

増富委員長

再開します。(11時05分)

利穂観光政策課長

ただいま、みんなで！とくしま応援割につきましては、令和3年6月12日から現在まで実施中でございます。7月31日までのみんなで！とくしま応援割につきましては、1億8,500万円の予算で現在行っております。

山西委員

これまでの6月から行ってきたとくしま応援割全体の予算総額を教えてくださいませんか。

増富委員長

小休いたします。(11時06分)

増富委員長

再開します。(11時06分)

利穂観光政策課長

去年から実施しておりますとくしま応援割につきましても、遡っての予算総額については、申し訳ございませんが、手元に持ち合わせておりません。

山西委員

ざっと計算して、合計が5億円か6億円だと思いますが、予算総額は追いついていないと教えていただくと、これまで投じてきた予算でありますけれども、どれぐらいの経済効果があったのか、経済効果をどのように評価しているのか、お伺いをしたいと思います。

利穂観光政策課長

ただいま、山西委員から、とくしま応援割によります経済効果についての御質問を頂いております。とくしま応援割の実績につきましては、当初のとくしま応援割につきましては、4万2,558人泊、冬のとくしま応援割につきましては3万3,730人泊、もっと！とくしま応援割につきましては4万5,714人泊、5月31日現在でございます。合計12万人泊を超える実績がございます。

徳島で得するケンの換金額が1億8,726万円、徳島周遊クーポンの換金額が2億665万円、こちら5月31日現在でございますが、合計3億9,391万円の利用となっております。宿泊事業者や観光事業者の皆様からは、コロナ禍によります経営状況が非常に厳しい中、県民の利用による新たな需要が発掘できた、また、とくしま応援割があるということで経営を継続できたなどのお声を頂いているところでございます。

また、徳島経済研究所が発行しました徳島経済によりますと、徳島県の延べ宿泊者数は緊急事態宣言が出されました4月は前年同月比の79.2パーセント減、また6月はとくしま応援割などが功を奏しまして、県をまたぐ移動制限も解除されたこともございまして、前年同月比63パーセント減と減少幅はやや縮小しております。

また、7月22日からG o T o トラベルの開始やとくしま応援割の効果などによりまして、7月は前年同月比41.6パーセントの減、8月は同じく前年同月比44.8パーセントの減と持ち直しをしたところでございます。

さらには、9月以降におきましては、10月1日から東京のG o T o トラベルの追加等が始まりましたので、12月には前年度同月比の14.6パーセントの減と推移し、持ち直しの動きが強く見られたといった報告がございます。とくしま応援割を実施することで、県内の経済を下支えする効果があったのではないかと考えております。

今後もみんなで！とくしま応援割を継続することで、県内の観光関連事業者の皆様を経済効果を実感していただけるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

山西委員

宿泊者数が回復を見せているということでございますので、このとくしま応援割の事業は一定の効果があるものと私も思いますし、認めるところであります。

ただ、一方で効果が、経済波及効果も含めて、もう少し見える化が必要ではないかと思っています。その点で言いますと、現時点では効果検証が不十分だと言わざるを得ないのかなという感想を持っています。今後、このとくしま応援割に関して、これからも事業を続けていくということでしたら、アンケートをしっかりと実施して、今後の観光施策に生かしていくということも必要ではないかと思いますが、その点、御所見をお伺いしたいと思います。

利穂観光政策課長

ただいま、山西委員から、とくしま応援割に関連しまして、今後アンケートを実施してはどうかという御質問を頂きました。現在、宿泊事業者のみを対象としまして経営状況やとくしま応援割に関することについてのアンケートは実施しているところでございます。現在、集計中ではございますが、全体的な傾向を申し上げますと経営は非常に厳しい、また、一方ではとくしま応援割については、一定の評価を頂いているところでございます。

引き続き、県内の観光需要の早期回復につなげるということで、今後もそのアンケートを踏まえまして、みんなで！とくしま応援割を多くの県民の皆様に御利用いただけるような取組を進めてまいりたいと考えております。

山西委員

宿泊事業者に対してのアンケートを実施したということでございますが、これはしっかりと集計をして分析をしていただきたいと思います。一方で、私は利用者目線からの検証も必要ではないかと思っています。例えば、同じ方が複数回利用されているのか、あるいは広く多くの県民の方が利用されているのか、あるいは一人で利用するのか、家族で利用するのか、友人と利用するのか。あるいは動線ですね、どこでお金を落としているのか、どういう所の店舗を利用しているのか、などですね。様々な検証をするといろいろと次に生かせるのではないかとという前向きな思いを持っています。

そこで、今後はホテルの宿泊事業者だけではなくて、利用者にもしっかりとアンケートなり調査を実施して、しっかりと集計して検証し、そして次の施策に生かしていくということをやっていただきたいと思います。私の質問を終わりたいと思います。

井下委員

1点だけ、ここに今日出された資料の中に過疎地域持続的発展方針(案)について書かれたものがあるのですが、この委員の中で僕だけがその該当する地域に住んでいますので、質問させていただきます。今年の4月から施行された新しい動きなのですが、これまでずっとやってきてくださった過疎法の中での支援なのですが、新しくなったことによって過疎地域にどのようなメリットがあるのか、概要を少しお伺いしてよろしいでしょうか。

菊地市町村課長

井下委員から、新法の過疎法のメリットということで御質問いただきました。旧過疎法

の期限が、昨年度末で到来したことに伴いまして、新たに令和3年4月から10年間の時限立法として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が成立し、施行されたところでございます。過疎法における過疎地域には、人口減少が著しくて財政力の低い団体を国が市町村単位で指定することで、そこで指定されますと様々な支援が受けられるということになっております。

主なものとしては、大きく三つありまして、過疎対策事業債、国庫補助率のかさ上げ、税制の優遇などがありますが、やはり市町村にとって注目が高いのは過疎対策事業債というところで、そこについて少し御紹介させていただきますと、過疎市町村が今後過疎計画を策定することになるのですが、そこに明記した事業を実施する財源として、過疎対策事業債、いわゆる過疎債を発行することができます。これは通常の地方債よりかなり有利な起債でございます。償還であります元利償還金の70パーセントが普通交付税の基準財政需要額に算入されるというものでございます。

対象として、昔はハードだけだったのですけれどもソフト事業も入ることになりまして、ハードであれば産業振興施設ですとか、交通通信施設、また教育文化施設なども対象となっております。ソフトであれば地域医療の確保ですとか、住民に身近な生活交通の確保などのところも対象となっているところでございます。

また、令和3年度の地方債計画額、全国の総額の中でも昨年度と比べまして過疎債の合計額が300億円増額されて5,000億円となっているところでございます。

井下委員

本日提出していただいている方針案なのですが、県としてどのような方向でいかれるのか、徳島県は過疎地域が多いので、そのあたりのところを教えてくださいませんか。

菊地市町村課長

今後、県の取組というところではすけれども、今回の方針案のところですね、まず、この今回の過疎法、国会で審議される中でも大規模災害というところに踏まえて、今般の新型コロナウイルス感染症などによる東京都の一極集中のリスクも顕在化していく中で、過疎地域の重要性が一層高まっているところでございます。

今回、報告させていただいた方針案の中でも、こういうところを契機に移住者の増加ですとか、新たな情報通信技術の活用など、課題解決の取組を加速していく必要があるというところで、過疎地域の自立に向けて徳島ならではの視点で推進していきたいと考えております。

具体的な今回の方針のポイントとしてSDGsの理念を踏まえてというところに加えて、三つの国難に加えた、DX、GXを二つの推進エンジンとして、五つの重点事項を定めております。

一つ目の重点事項でありますコロナ禍を契機とした「新次元の分散型国土の形成」というところでは、例えば過疎地域の優位性を生かしたとくしま回帰ですとか、ワーケーションの推進による関係人口の拡大、またサテライトオフィスの企業誘致の推進などを盛り込んでいるところでございます。

二つ目の強靱な「きょうじん地域交通体制の整備・構築」を図るところでは、持続可能な暮らし

や緊急時の命を守る道路交通網の整備ですとか、モータルミックスなどの徳島ならではの地域公共交通ネットワークの実現。

また、三つ目の安全安心な「地域医療提供体制の確保」のところでは、無医地区の解消に向けて、医療関係機関で連携体制を構築していくこととか、5Gなどを使った遠隔診療の推進。

また、四つ目であります誰一人取り残さない「デジタル社会の推進」というところでは、5Gなどの超高速ブロードバンド環境をユニバーサル化していくことだとか、その上でデジタルデバイド対策、またGIGAスクールを活用した学びの保障、この辺も盛り込んでおります。

また五つ目、脱炭素社会をリードする「グリーン社会の推進」のところですけども、再生可能エネルギーによる地域内のエネルギー自給ですとか、それによる地域内の経済循環、これらを方針の中に積極的に盛り込んでいるところがございます。

井下委員

うちの地元とか、本当に持続可能どころか、もう既に持続が危うい所が本当にたくさんございます。特に、ここから20年の間に三好市全体でも人口が半分になるというようなところで、ここからの10年はものすごく大事な10年になってくると思います。

そのような中で、今回先ほどおっしゃってくれたのですけれども、今までお聞きした過疎債というのは道路などのハード面のイメージがものすごい強いのですが、今回ソフト対策というのを見ていたら、結構幅広く使えるということで、地元でも結構民間の事業者さんとか、観光に取り組んでいる本当にふだんはおっちゃん、おばちゃんと呼んでいるような人たちが頑張っているのです、その辺しっかり使っていってもらえるような取組を入れていっていただきたいなと思っております。

何度も言いますが、多分今後、市町村といろいろすり合わせてやると思うのですが、市町村のほうも恐らく道路整備とかの今までのイメージが強いですので、その辺柔軟な対応をしていただけるような方向に持って行ってほしいなと思っております。

それで、総合的かつ計画的に過疎対策を行うため、こういう方針を作っていくということなのですが、今後、市町村が過疎地域持続的発展計画を策定していくと思うのですが、県の支援が必要になってくると思うのです。それも含めて、今後どんなスケジュールで取り組まれるのか、お伺いしたいと思います。

菊地市町村課長

今後の市町村への支援を含めたスケジュール感というところで御質問いただきました。今回の新法に基づきまして、国、都道府県、市町村が一体となってこの過疎の対策を推進していく必要があります、特に主体となります市町村と県が協力する。また、国が過疎債などの特例措置により支援していくことが非常に重要なポイントとなっております。

過疎法のほうでは、本日お示しさせていただきました方針案ですけども、その方針に基づきまして、今後県のほうで具体的な過疎対策を定める計画、市のほうでもまた計画を作る必要があります。

市のほうでは、この計画を9月議会で議決できるようにということが国から言われてお

ります。と言いますのも、過疎債の発行スケジュール、同意協議のスケジュールがありますので、それに間に合うようにということです。ですので、今回の方針案も県としては法律施行後、早めに作らせていただきまして、今後、市町村が作る計画の参考になるように送付させていただきたいと思っております。

また、ソフト事業の関係ですけれども、昨年度の起債の同意額とかを見ても、やはり道路などのハード面が中心となっているところですが、例えばソフト事業では、夜間・休日診療所の運営補助、代替バスの運行、高齢者のタクシー利用の補助、乳幼児医療費助成、住宅リフォームの補助、地域活性化イベントの支援など、こういうものに使えます。今後、市町村が過疎計画を作る際に、我々もヒアリングをさせていただきたいと思っておりますので、そういう所で御紹介させていただきながら、実際には市町村の計画に書いていただかないと過疎債は発行できませんので、その辺をしっかりと情報共有しながら進めていきたいと思っております。

井下委員

地域医療の計画とかいろいろ、県でも様々部署ごとに作られていると思うのですが、恐らく、その内容というのもこういうのが入ることで変わってくる部分もあったりとかすると思っております。もちろん、今日ここに出席されている部署の方、ほとんど関わってくるし、使えると思っておりますので、県庁一丸となってしっかりとサポートして、何とか頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

山田委員

私、1年ぶりに、この委員会に帰ってまいりました。それまでずっと広域交流対策特別委員会からこの委員会にいたものですから、非常に懐かしい委員会でありまして、そういう思いも込めながら質問していきたいと思っております。

まず最初に、先ほど山西委員から質問があった、とくしま応援割についてお伺いしたいのですが、これについては6月12日からの開始ということで、私自身も非常に驚いたのです。関西方面の緊急事態宣言が20日までとなっているときに、県内の在住者限定の宿泊や登録施設での利用できるクーポンと言うけれども、関西方面などからもこの事業をやる徳島は安全だと、人流、人の流れも出てくるというふうに当然思われるわけです。そういう面でまず聞きたいのは、こういう人流が増えるということを検討されて、このとくしま応援割というのはやられているのか、そこら辺はどういうふうに、社会的経済的活動は分かるのですよ、しかし、この一方の人流について、これも非常に重要な点なので、この点、利穂課長どうなのですか。

利穂観光政策課長

ただいま、山田委員から、とくしま応援割につきまして緊急事態宣言の中、人流が拡大している中のとくしま応援割についての取組の御質問を頂きました。

県におきましては、6月20日の緊急事態宣言解除までの期間を集中取組期間としておりますので、とくしま応援割の実施に当たりましては、徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例に基づきまして、ガイドライン実践ステッカーの掲示やとく

しまコロナお知らせシステムの登録など、感染予防に積極的に取り組む宿泊施設、旅行会社等を対象としております。

さらには、宿泊利用者団体の皆様から要望がございまして、この集中取組期間におきまして、6月7日の申込みから20日まで宿泊施設の従業員の皆さんに対する無料でのPCR検査を実施しております。

なお、経済団体や宿泊業者の方、旅行業界の方から強い要望、また、国の観光地域事業支援の活用など、速やかな対応が必要であると考えますことから、とくしま応援割を実施させていただいたところではございます。

山田委員

私の質問は、人流が増えるということは検討されたのですかということ。手立ての問題は今言われたとおりです。いろいろ検討されたかどうかをイエスカノーだけ教えてください。

尾崎商工労働観光部次長

今、とくしま応援割の再開に当たって、人流の検討についての御質問でございます。当然、人の流れということについては、検討を行っております。そのため、さきに徳島県において、ステージ3に移行した段階において、とくしま応援割は停止いたしました。

その後は、6月2日にステージ1に下がったということで、感染状況が改善してきたということをもって、6月12日宿泊分からのとくしま応援割を再開しているところであります。このとくしま応援割につきましては、もとより県民限定ということで県内の宿泊を前提としている事業でありまして、県域を越えての県外からの利用を対象としているものではございません。

また、県外から人が来るのではないかというお話かと思われまじけれども、例えば緊急事態宣言が出ている地域、それからまん延防止等重点措置が出ている地域につきましては、それぞれの自治体から移動自粛の要請が出ておりますので、その自治体からの要請に基づいて、それぞれの地域にお住まいの方が移動自粛をしていただくものと考えております。今後、当然人流については考えていく必要があると考えております。感染状況によりまして、県内の状況や周辺地域の状況を踏まえまして、このとくしま応援割の運用については十分に注意を払ってまいりたいと考えております。

山田委員

県内限定だということですね、私はそのことは理解しているのですよ。私が言うのは県内限定であろうとも、そういうことを再開したということになったら、今、情報社会ですから、当然県外のほうからも、先ほど移動自粛がかかっているのではないかという意見もありますけれども、しかし、実態としてはかなりの県外の方も来られるようになっているという状況があるのです。

これについては、是非とも人流の把握について、先ほどの尾崎次長からの答弁で今後も注意して見ていきたいということなので、我々も注目していきたい。

さらに、実は6月4日の経済委員会の時にも、達田議員のほうからも指摘したのですけ

れども、いわゆる今回のとくしま応援割で大きなホテルや旅館、それと比較的小規模の旅館やホテルの間で格差が出ているのではないかという指摘もあるし、実際、遍路宿のような方からも御意見を聞きましたけれども、事実上お客さんも含めて来られていないという話もあります。このとくしま応援割の格差の状況ですね、これがどのようになっているのか御報告ください。

利穂観光政策課長

ただいま、山田委員から、とくしま応援割の格差についての御質問を頂きました。もっと！とくしま応援割につきましては、現在利用実績としましては4万5,714人泊でございますが、そのうち東部が68.5パーセント、南部が21.4パーセント、それから西部が10.1パーセントとなります。施設ごとの割合でございますが、利用の少なかった施設で、ゼロの施設が13施設、一桁の施設が19施設でございます。利用の多い所でトップスリーからいきますと上位から4,680人、2番目が2,807人、3番目が2,775人になっております。

山田委員

それなら格差は歴然として、今、規模の説明はなかなか言わなかったのだけれども、認識できるということでのいいのですか。

利穂観光政策課長

確かに、大規模なほうに集中しているということも言えると思います。

山田委員

やはり大規模なほうに集中しているのですね。だから中小宿泊施設ですね、やはりなかなか苦しい状況にあるというのが、このクーポン事業を通じてもあるということなのだと思いますけれども、私自身は大規模宿泊施設であろうが中小宿泊施設であろうが、今の観光事業の低迷の中で応援するのは当然必要なことだと思うのです。クーポン方式ではなくて直接支援方式という格好でもできるわけですから、前年の減収分との比較をした上で、応援するというのも一つの方法だと思うのですけれども、そういうことは検討されたことはあるのか、ないのか御答弁ください。

利穂観光政策課長

山田委員からクーポンというよりも直接、給付金のような形で実施してはどうかという御質問を頂きました。それを検討したことがあるかということでございます。

県としましては、国の観光庁の地域事業支援がございまして、こちらのほうは国に要望してできた観光に特化した補助金でございまして、まずはそちらを活用しまして、今後、また利用状況を見てみたいと考えております。

山田委員

それなら先ほど言った中小宿泊施設の格差が出ていると、大きい所がかなりこのクーポンの恩恵にはあずかっているけれども、そういったら中小宿泊施設の対策は、どういうふう

にこの中でしようとしているのですか。

利穂観光政策課長

ただいま、山田委員から、中小宿泊施設に対する配慮はこの事業の中でどういったもの
をしているのかという御質問でございます。

とくしま応援割に係ります中小宿泊施設に対する支援については、まず県の観光情報サ
イトの阿波ナビにおきまして大小の宿泊施設に関わらず各施設の魅力や特色が分かるよう
に写真を取りまとめて、一覧にして効果的な情報発信をしているところでございます。

また、この度の6月議会をお願いしております、感染症対策に資する物品の購入等経費
につきましては、本日配付させていただいております資料1でございますが、50室未満の
中小宿泊施設の皆様に積極的に活用していただきますよう、この資料1の2の(3)のと
ころでございますが、こちらの①のところにつきましては補助額の限度額につきまして、
9室まで50万円、29室まで100万円、49室までが300万円という国の参考として示した額が
あるのですけれども、それよりも高い49室までの宿泊施設を300万円と設定させていただ
いて、中小宿泊施設の皆さんへの支援を拡充させていただいているところでございます。

山田委員

これについても少し見守っていきたいのですけれども、先ほど話がありました6月20日
までは手上げ方式のPCR検査ということで、従業員対象に感染症対策をやっているとい
う状況ですけれども、その取組状況ですね、これは非常に積極的な取組だと思うのですけ
れども、その取組の報告と、20日以降はどういう対応をするのかという点についてお伺い
します。

利穂観光政策課長

ただいま、PCR検査につきまして、6月20日以降はどのような取組をしていくかとい
う御質問でございます。それと、申込状況でございます。申込状況につきましては現在。

増富委員長

小休いたします。(11時40分)

増富委員長

再開いたします。(11時40分)

利穂観光政策課長

6月14日現在、9施設130名の申込みを頂いております。6月20日以降につきましては、
まずはPCR検査の実施状況を見て、取りあえず6月20日までさせていただいております
で、それ以降については、未定でございます。

尾崎商工労働観光部次長

6月20日の集中取組期間が終了して以降のお話でございます。現在、宿泊施設それから

飲食店を対象に従業員のPCR検査を手上げ方式で実施しているところでございます。集中取組期間の終了後の対応につきましては、現在実施中の事業の実績、それから県内、近隣の自治体の感染状況等を踏まえながら、また政府が今後出してまいります基本的な対処方針を踏まえながら県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定されていくものと考えております。

山田委員

これについても見守っていきたいのですが、昨日の危機管理環境部の議論の中にこういう議論がありました。危機管理環境部が実施していることについては、人流の増加のおそれがあるので、これからお盆、阿波おどり、そして五輪というようなことを見た上でPCR検査について、しっかり検討していくという比較的前向きな趣旨の答弁がありました。是非ともそういうふうにしてほしいなと思います。

その関係で、これ緊急質問にもなるのですけれども、今も指摘しました徳島市の阿波おどりの問題について認識をお伺いしたいと思うのですけれども、まず県内各地で阿波おどりがいろいろ実施されておりますが、県内各地での阿波おどりの開催状況ですね、これはどういうふうになっているか御報告ください。

利穂観光政策課長

ただいま、山田委員から、県内の阿波おどりの開催状況について御質問がございました。6月14日現在でございますが、徳島市を除く鳴門、吉野川、貞光、池田の主要な阿波おどりににつきましては、開催中止を決定しているところでございます。

山田委員

開催については、徳島市以外は全部中止という状況なのですね。一方、政府分科会の尾身会長のほうは、これはオリンピックなのですから、開催すれば今より感染リスクが高くなると考えるのが普通だと、こういうふうにご答えて、開催すると言うならリスクを最小限にすることが必要だがゼロにはできない、こういう発言を述べました。リスクをゼロにはできないということは、オリンピック開催でも新たな感染拡大の波が起こる危険性があるという専門家の指摘だと思うのですけれども、もちろん規模は違います。東京五輪と阿波おどりは違うとはいえ、やはり同じような観点を持って対応していくというのも非常に重要な視点だと思うのですけれども、その点については、担当課はどのように認識をされていますか。

利穂観光政策課長

ただいま、山田委員から、徳島市の阿波おどりに関して、開催につきましての御質問を頂いております。

県としましては、阿波おどりの事業計画でありますとか、情報交換でありますとか、その辺の意見を聴取するという阿波おどりネットワーク会議というのがございまして、これが行政関係団体とか阿波おどり団体、宿泊関係、商工団体等々の約17名からなっている会議でございます。その中で議論をされまして、開催につきまして徳島市が判断するものと

考えております

山田委員

徳島市の判断が基調になるというのは、私自身も越権行為をするつもりは全くないのですけれども、やはりこの問題というのは徳島市以外にも、もしも感染というふうなことになるとうと広がるので、その点についても聞きたいのですけれども、まず徳島市の阿波おどりについて、県は補助金をずっと出し続けておりますけれども、その補助金の過去の経緯と、そして今年は今のところどのように考えているのかお伺いします。

利穂観光政策課長

ただいま、山田委員から、徳島市に対する阿波おどりに補助してきた実績でありますとか、それから今後、今年はどうするのかという御質問を頂きました。

県としましては、これまで徳島市の夏の阿波おどりに関しまして、受入体制に関する対応策としまして支援を行ってきたところでございます。具体的には、無料栈敷やにわか連の運営、それから交通の円滑化、シャトルバスの運行でありますとか、徳島駅前の臨時観光案内所の運営支援という形で、令和元年度の実績としましては952万円を助成してきたところでございます。

今年度につきましては、現時点におきまして徳島市から具体的な話はないのですけれども、話があった場合は、これまで支援してきた実績を踏まえまして、検討してまいりたいと考えております。

山田委員

過去の分をもう少し詳しく言ってください。

利穂観光政策課長

過去、平成20年から令和元年まで952万円を支援しております。令和2年は開催中止により補助の実績はございません。

山田委員

この補助金を出す県としての姿勢も問われると思うのですね。先ほども紹介しました昨日の、今日は委員長もおりますけれども、危機管理環境部の答弁の中で7月8日までの五輪、そして徳島市の阿波おどり、お盆、こういうイベントを見据えて、いわゆる人流増加を考えた対応が必要という答弁がありました。

特に感染力の強いデルタ株による感染の広がりが懸念される中、今は徳島県、小康状態になっているものの、人流増加は感染者を増やす危険性が高くなり第5波につながる、ひいてはそのことが社会経済活動の失速にもつながる危険性がある。今は、行政として人の命を守ることを第一に掲げることが行政の役割だと思うのですね。

そこで、徳島市の阿波おどりは徳島市の義務とはいえ、先ほど来指摘しているように人流増加の懸念、感染拡大の懸念について、そういう視点で見れば、徳島市だけではなく県民の命と暮らしに関わる問題だと私自身は思います。

それに、これも尾崎次長に聞いたほうがいいのかもしれませんが、その認識ですね、県はそういうふうな認識を持っているのか、また持っているとしたらそういうことを率直に意見交換をすべきではないかと思うのですけれども、この補助金支出を含めての県の認識と対応ということについてお伺いします。

尾崎商工労働観光部次長

阿波おどりに対する考え方ということでございます。昨年度につきましては、県内各地で阿波おどりが相次いで中止となり、今年についても徳島市を除く地域は中止という状況でございます。こういった状況が続きますと踊り子のモチベーションや技術の維持向上、そこが懸念される場所でありまして、この阿波おどりの開催というのは期待される場所でもあります。

また、その一方で感染拡大に対する懸念という声も大事でありまして、徳島市内の有志団体のウェブ調査においても中止を望む声が半数を超えていると、こういう状況も認識いたしている場所でもあります。今現在であります、依然として新型コロナウイルス感染症の見通しが非常に困難な中、開催するに当たってはこのウイズコロナに対応してニューノーマルな形での対応、これは不可欠と考えています。

今現在、先ほど課長からも答弁しておりましたように、関係者で組織します阿波おどりのネットワーク会議において議論が行われております。この場におきまして、徹底した感染予防対策でどういった阿波おどりができるのか、これを十分に議論していただきまして、その結果を基に徳島市において総合的に判断されるものと考えております。

山田委員

尾崎次長からそういう答弁があったのだけれども、今日の新聞でも東京五輪の問題で徳島県もゲノム検査をお願いしている国立感染症研究所や大学の方が、この緊急事態宣言を解除された場合、あるいは有客で五輪開催をするという場合の話も出ました。

そういうことと言えば、人流というのは非常に重視していかなければいけないし、先ほど言ったように、専門家の中から慎重に検討が要するという声が出ているので、それは県としても県民の立場、命を守る立場、暮らしを守る立場でしっかりと発言をしていってほしいと思います。

これはまた付託委員会でも聞きたいと思うのですけれども、次にもう一つ、緊急質問で本県の人口減少が2020年国勢調査で発表されました。今回の調査では72万人を下回って、1930年、昭和5年の水準となるという報道もされておりました。まずその報告、これについては、速報値ですけれども、県としての認識についてお伺いします。

福岡総合政策課長

委員のほうから、国勢調査の結果についてということで御質問を頂いております。委員のお話のとおり、令和2年10月1日に実施いたしました国勢調査の、速報値ということで、徳島県人口が総数として、71万9,704人ということになっております。飽くまで速報値ということで、国のほうからは6月の下旬にも全国値が公表されるということですので、そういった数値も他県の状況も見据えながら、これからの対策等について検討してまいりた

いと考えております。

山田委員

私自身は、速報値とはいえ一定の形が出てきたわけですから、県としてどういうふう認識されているのか、県民の皆様からも多いわけではないが、私のところへもこれだけ減ったのかという話も来ているのですけれども、県としての認識、速報値の段階ですけれども、という点については明確に御答弁いただけますか。

福岡総合政策課長

これまでの都市圏への流入というのが、今の時点ではまだ進行していると考えております。

山田委員

付託委員会のほうで聞いていけないといけなけれど、その前提となる数字的なことも教えてほしいのですけれども、そうしたら人口減少に対する予算、今国難ということの一つである人口減少、災害、そして新型コロナウイルス感染症と言われておりますけれども、それを財政的に支える地方創生の関連予算の推移は一体どうなっているのかという点と、併せて転出超過の状況ですね、先に福岡課長からも若干話がありましたけれども、この数字を教えてくださいませんか。

河原とくしまぐらし応援課長

山田委員から、地方創生関連予算の推移ということで御質問を頂いております。本県の地方創生につきましては、第一期総合戦略が平成27年度からスタートしておりますけれども、それ以降、令和3年度当初予算までで言いますと、計7回の予算編成がなされているところでございます。平成27年度予算につきましては、6月補正の肉付け予算ということで408億円、平成28年度につきましては434億円、平成29年度につきましては466億円、平成30年度につきましては489億円、令和元年度につきましては、こちらも6月補正の肉付けということになりますけれども506億円、令和2年度につきましては519億円、令和3年度につきましては、令和2年度1月、2月補正を含む15か月予算ということで576億円という形で推移をしております。

あと、転出の状況ということで御質問を頂いております。転出超過の状況ということで、こちらのほうの元データが県の人口移動調査年報ということで暦年の数字ということで申し上げさせていただきます。平成28年につきましては892人、平成29年につきましては1,307人、平成30年につきましては1,519人、令和元年につきましては2,057人という数字になっております。

山田委員

今その数字を聞いて、我々地方創生の関係ですから、今後こういう予算と対策を議論しなければいけないのだけれども、やはり転出超過ですね、先ほど令和元年しか分かっておりませんということになりましたけれども、例えば人口移動調査年報では、恐らく国勢調

査の関係でこれからということになっているのかもしれませんがけれども、例えば一つの指標として総務省の住民基本台帳に基づく2020年の人口移動報告ですね。本県の転出超過数は2,392人と既に報道されています。ということから見たら、この転出超過数と地方創生の関連ですね、これだけの額、3,398億円出して。恐らく新聞報道などでは今年の人口減少対策は1,018億円というように書いているので、地方創生関連予算というのはどこまで盛り込まれているのかなというのはあるのですけれども、その点についてはどういうふうに河原課長はお考えですか。

河原とくしまぐらし応援課長

今、転出者の状況で山田委員から総務省における人口移動報告の数字のお話がありました。少し数字を紹介させていただきます。山田委員から2020年の転出超過が2,392人ということで御説明を頂きました。

それに対する2019年の転出超過の人数といたしましては3,357人ということで、2019年から2020年にかけて、こちらのほうで965人転出超過が減少しているというような形でございますので、今回の新型コロナウイルス感染症による移動の自粛等も影響していると思いますが、今後本県におきましてもいろいろな情報提供とかといったところに取り組みまして、地方創生に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

山田委員

これについてはまた付託委員会で、今日の数字を踏まえて聞いていきたいと思うのですが、最後に一つ聞きたいのですが、実はコロナ禍の中で県内の学生さんの生活が本当に大変になっているということで、明日から徳島大学で食料配布等が行われるということを知っています。

そこで県内学生とくしまぐらし応援プロジェクト、いよいよ明日、1回目の食料配布という状況ですけど、その内容を御報告いただきたいと思います。併せて、実は先日大学の関係者、学生さんなどが来て、我々もアンケート等を見せていただいたのですけれども、食料支援への強い要望とともに奨学金等の充実です。授業料の減免という要望も強いのですけれども、徳島県で奨学金返還支援制度、昨年までの実績と今年度の取組についても併せて御答弁いただいて、私の質問は終わりたいと思います。

河原とくしまぐらし応援課長

山田委員から県内学生とくしまぐらし応援プロジェクトの内容について御質問を頂きました。この事業につきましては、さきの5月臨時議会で認めていただいた事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、県内学生におきましてもアルバイト先の営業時間の短縮であるとか、休業による収入減ということで、生活に大きな支障が出ているといった声を受けまして、また県産食料品を扱っている業者さんにとっても、需要の縮小であるとか販路の喪失といったところがありますので、そういった学生に対して県産食料品を配布するという事業で進めているところでございます。委員がお話しのとおり、明日、第1回目の配布ということで考えておりまして、具体的な内容につきましては、県産食料品を通じまして徳島の魅力を県内の一人暮らしの学生に感じていただくというこ

とで、県内学生の徳島暮らしを応援するのと同時に、本県とのきずなというのを強化して、地方創生につなげてまいりたいという趣旨で行っている事業でございます。

県内の大学などの高等教育機関等に在籍する一人暮らしの学生を対象といたしまして、米や加工品とかそういった県産食料品を3か月にわたりまして、月2回のペースで大学等に配布をするという事業で考えております。実際の学生への食料品提供につきましては、それぞれの学校で実情に応じて提供していただくような形で考えております。

さらに、提供の際には学生に対して、本県の若者応援サイトでありますAWAIROというサイトがありますので、そちらへの登録でありますとか、受け取った県産品について自身のSNS等での情報発信などをお願いして、きずな強化に努めてまいりたいと考えております。

安田県立総合大学校本部次長

奨学金返還支援制度の令和2年度までの実績、それから本年度の取組ということで御質問を頂いております。奨学金返還支援制度でございますが、この制度は日本学生支援機構等の奨学金の貸与を受けた学生等に対しまして卒業後、公務員は除きますが、県内企業への3年間の就業を条件に奨学金の返還を支援するという制度でございます。

これは若者のとくしま回帰、それから本県産業を担う人材確保を目的として、平成27年から実施しているというものでございます。対象といたしましては大学生、大学院生、高等専門学校生、専修学校専門課程の学生ということで全国枠として150名、それから県内枠として県内の高等学校、特別支援学校、専修学校、県立農業大学校等の在籍者で、大学に進学される方100名ということで、250名の方を募集するというものでございます。

支給する金額につきましては、それぞれ有利子、無利子とございますが、無利子奨学金を借りた場合は借受総額の2分の1、上限は大学生100万円まで、短大50万円、専修学校80万円というものを5年分割して支給するというものでございます。

令和2年度までの実績ということでございますが、平成27年に制度ができて、令和2年度までに募集いただきましたのが1,197名でございます。このうち、助成の対象者となりました方が1,129名となっております。申請の状況は平成30年以降230名程度、200名か230名程度ということで、認定のほうも平成30年が218名、令和元年度が212名、令和2年度212名ということで、申請者のほとんどが認定を受けているという状況になっております。また、認定者の中には在学中の方が多数おりますが、大学を卒業した方で既に577名の方が県内で就職をされているという状況でございます。それから新卒者の就業3年目以内の離職率というのは全国平均で32.8パーセントとなっておりますが、令和3年3月末で確認しましたところ、この制度で認定された方につきましては9.4パーセントということで若者の徳島への定着に一定の効果が現れているのではないかと考えております。

それから今年度の取組ということで、本年度の募集人数等はこれまでと同様250名、それから認定要件等に特段変更はございませんが、昨年度コロナ禍におきまして実施をいたしました取組をベースに、多くの学生に周知を行っていきたいと考えております。6月下旬からホームページにて募集告知を行いまして、8月1日から12月17日まで募集を実施します。全国枠につきましては来年の2月末までに、それから県内枠につきましては大学の合格を確認し、3月末認定というスケジュールとなっております。

また、今年度の取組といたしましては地方での就職が見直されている機会を捉えまして、例年ですと7月から実施するのですが、今年はいち早く4月7日に県内大学、それから就職支援協定を締結しています大学に告知を行ったところでございます。

それから、この本制度を県内就職の魅力の一つとしていただくということで、県内の経済団体と連携をいたしまして、採用担当者の方にこの制度を説明していただいて、募集につなげていただくような取組をしていきたいということで、協力等の要請をしていくところでございます。

増富委員長

ほかに、質疑はございませんか。

利穂観光政策課長

先ほど山西委員から質問がありました、これまで投じましたとくしま応援割の予算額につきましてお答えをさせていただきます。

とくしま応援割につきましては2億3,000万円、冬のとくしま応援割につきましては1億円、もっと！応援割につきましては3億円、総額6億3,000万円でございます。

増富委員長

それでは、以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、今年度についても、中止することといたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これをもって、地方創生対策特別委員会を閉会いたします。(12時02分)